

医療関係者向け

DV被害者 対応マニュアル

監修 公益社団法人富山県医師会
公益社団法人富山県看護協会
一般社団法人富山県歯科医師会



パープルリボンは、女性への暴力の根絶を訴えるアウェアネス・リボンです。

マニュアルの目的

配偶者[※]からの暴力、いわゆるDV(ドメスティック・バイオレンス)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

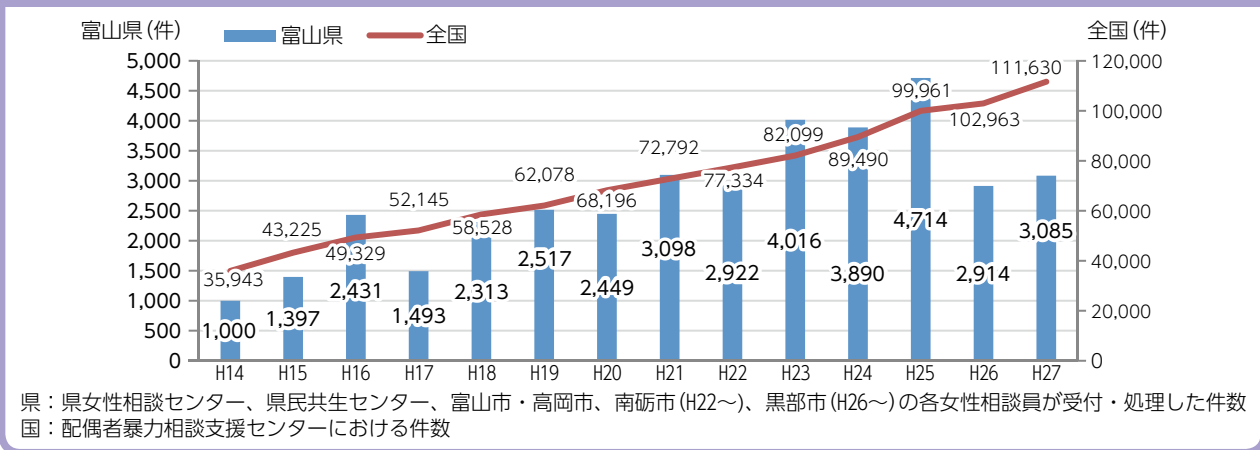
医療関係者の皆様は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、DV被害者を発見した場合には、警察等への通報や利用できる相談窓口等の積極的な情報提供を行っていただき、被害者の早期発見と支援につなげていくことが期待されています。

このマニュアルでは、DVについての基礎知識やDVの疑いのある状況・所見、問いかかけ例などについて、具体的な説明をしています。

趣旨をご理解のうえ、医療現場におけるDV被害者の発見と支援にご活用いただきますようお願いいたします。

※DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)では、「配偶者」には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

DV相談件数の状況

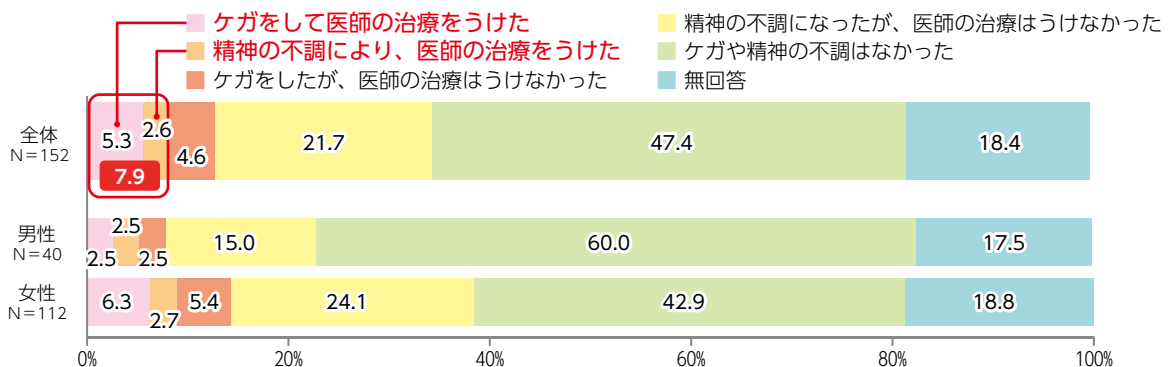


平成26年度男女間における暴力に関する調査【富山県】

対象：満20歳以上79歳以下の男女1,200人(男女各600人)、有効回答863(71.9%)

暴力行為による受診状況

配偶者やパートナー(以下「配偶者等」という。)からの暴力行為により、7.9%の人がケガ又は精神の不調により医師の治療を受けたとしている。



目次

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

DVの定義	1
なぜ逃げないのか	2
子どもへの影響	2

医療機関におけるDV被害者への対応

DV被害者への対応の流れ(フローチャート)	3
DVが疑われる所見・症状	4
DVが疑われる社会的状況	4
診察のポイントと留意点	5
問いかけ例(1)	5
問いかけ例(2)	6
二次被害を生まないために～言ってはいけないこと～	6
記録作成のポイント	7
写真の撮り方等	7

関連法令等・参考文献	8
------------	---

通報先・DV相談窓口	冊子裏
------------	-----

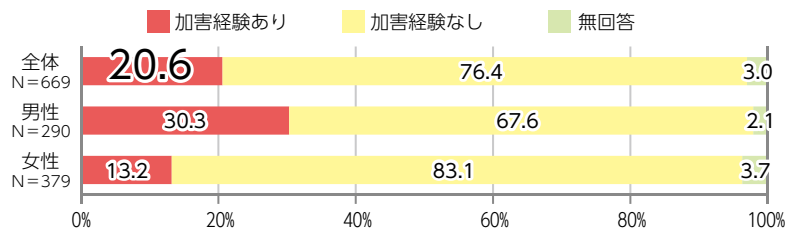
平成26年度男女間における暴力に関する調査【富山県】

対象：満20歳以上79歳以下の男女1,200人(男女各600人)、有効回答863(71.9%)

配偶者等への加害経験

20.6%

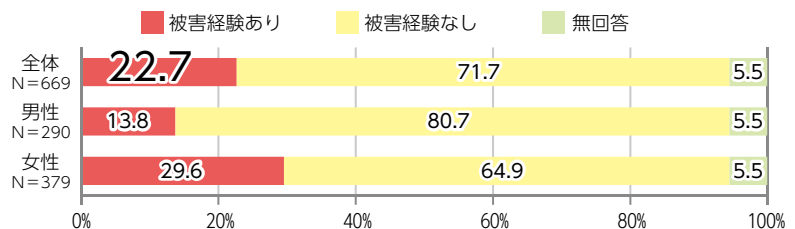
※5人に1人は加害経験者
女性：13.2% 男性：30.3%



配偶者等からの被害経験

22.7%

※4～5人に1人は被害経験者
女性：29.6% 男性：13.8%

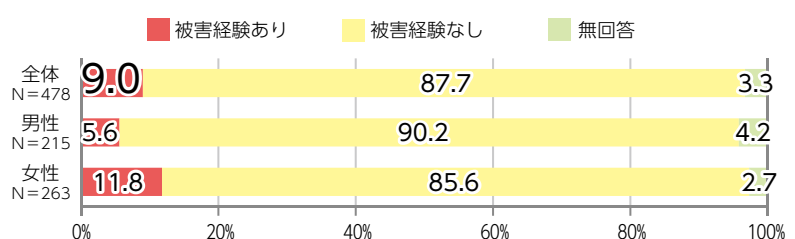


交際相手からの被害経験

(10歳代、20歳代での交際相手からの被害経験)

9.0%

※10人に1人は被害経験者
女性：11.8% 男性：5.6%



ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

DVの定義

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある人からの「暴力」をいいます。

DVにおける「暴力」には、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力なども含み、次の4つの形態に分類されます。暴力は、相手を支配する手段として使われます。

精神的暴力

- 大声で怒鳴る
- 「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」などと言う
- 実家や友人とつきあうのを制限する、外出を制限する
- 電話や手紙やメールなど交友関係を細かく監視する
- 何を言っても無視して口をきかない
- 人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
- 大切にしているものを壊したり、捨てたりする
- 子どもやペットに危害を加えると言って脅す など

身体的暴力

- 殴る、蹴る
- 物を投げつける
- 髪を引っ張る
- 首を絞める
- 引きずりまわす
- 殴る素振りや物で殴る振りをして脅す など

性的暴力

- 性行為を強要する
- 避妊しない
- 中絶を強要する
- 性癖をおしつける
- 見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる など

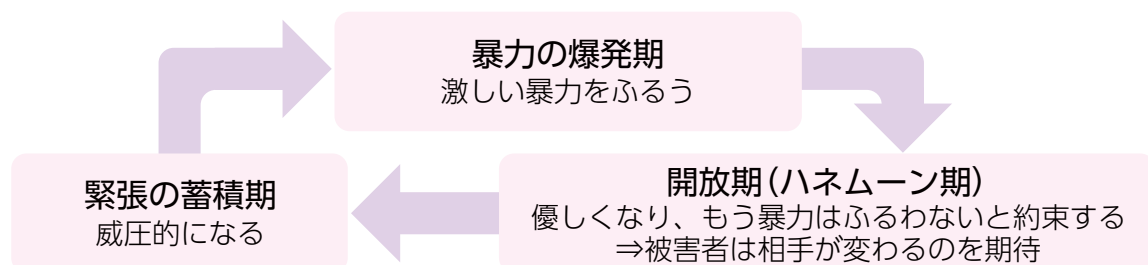
経済的暴力

- 生活費を渡さない、使わせない
- 働かない、貢がせる
- 外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする
- 借金を負わせる など

DVのサイクル

加害者は、暴力をふるった後しばらくは優しくなる(開放期)ため、被害者は逃げることを思いとどまるというサイクルが見られます。しかし、相手が暴力をふるわなくなることはなく、支配は続きます。一般的には、サイクルが繰り返されるたび、各段階での期間は短くなり、暴力の度合いが激しくなると言われています。

※全ての事例に共通するわけではありません。



なぜ逃げないのか

被害者は逃げないのではなく、逃げられないのです。

これまでの生活基盤や人間関係、経済的基盤を失うことへの抵抗があるからです。

恐怖感

被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。

無力感

長期間の暴力により、被害者は「配偶者から逃げることはできない」「助けてくれる人はいない」といった無気力状態に陥ることもあります。

複雑な心理

「暴力をふるうのは私が至らないから」「いつか変わってくれるのでは」と思い、被害者であるという自覚が困難になっていることもあります。

経済的問題

配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え、逃げるできないこともあります。

子どもの問題

子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気にかかったり、父親がいるべきだという考えなどから、逃げることに踏み切れないこともあります。

失うもの

配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、家やこれまでの地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。

子どもへの影響

- 加害者は我が子にも暴力をふるうことがあります。これは、児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)上の児童虐待(身体的虐待)にあたります。
また、母親への暴力を止めようとして子どもが被害を受けることもあります。
- 子どもがDVを目撃すること(いわゆる面前DV)は、子どもに大きな心的外傷を与えます。これは、児童虐待防止法上の児童虐待(心理的虐待)にあたります。

繰り返されるDVを目撃するだけで、子どもの健康・発達や生活に大きな影響を与え、次のような所見や行動が見られることがあります。

健康・発達面における問題

- 幼児語・夜泣き・夜尿の復活(年少児)
- 爪噛み、腹痛などのストレス症状
- 知的発達の遅れ、愛着障害
- PTSD、集中困難、引きこもり、感情麻痺、抑うつ、自殺願望
- 睡眠・排泄・食行動等の生理機能の未発達

行動面における問題

- 問題行動(他の子を叩く、噛む、ものを壊すなど)
- 早期の性的関係や妊娠、喫煙、飲酒、薬物依存、家出、非行、犯罪など(思春期以降)

医療機関におけるDV被害者への対応

DV被害者への対応の流れ（フローチャート）

医療機関

DV被害が疑われる所見・症状等を診た場合

p.4

急性期の外傷によるもの

創傷（刺傷、咬傷）、皮下出血、骨折、熱傷、鼓膜損傷、歯牙破折、歯の脱臼・動揺、口唇裂傷、眼部の内出血、妊婦の外傷など

! 絞首、凶器の使用、妊婦の腹部外傷などは緊急度が高い。

暴力を受け続けることによる心身の不調

過敏性腸症候群、高血圧、動悸、頭痛、めまい、慢性疼痛、抑うつ状態、PTSD、物質関連障害、睡眠障害、不安障害、過換気症候群など

性と生殖に関する問題

望まない妊娠、反復中絶、性交痛など

患者を1人にして安全確保、被害者の意思を尊重、プライバシーの保護

p.5

二次被害を与えないように留意しながら、被害者から話を聞く

p.6

司法対応を念頭に置き、記録を作成する（記載内容、写真の撮り方）
医療機関で治療したという記録は、保護命令の申し立てや裁判の際に重要な証拠となります。

p.7

本人がDVであることを認める

被害者の意思を尊重し、支援につなげる

本人がDVであることを否定する

無理強いをしない

危険度が高い
生命危機急迫の場合、同意不要

又は 本人の同意あり

関係機関への通報

- ◆通報は守秘義務違反にあたりません。
- ◆通報は義務ではありません。

危険度が低い

又は 通報への同意が得られない

被害者に対する情報提供

- 安全への懸念を伝える
- DVによる心身の健康障害や子どもへの影響についての情報を与える
- 再診の予約をする

配偶者暴力相談支援センター

〔富山県女性相談センター、高岡市男女平等推進センター〕

冊子裏

最寄りの警察

冊子裏

関係機関で被害者の必要に応じた支援

相談等

DV相談窓口

こころの回復、逃げるための準備

冊子裏

保護

一時保護

安全確保のための一時的な避難

保護命令の申立て

- 接近禁止命令（6か月）
- 電話等禁止命令（6か月）
- 退去命令（2か月）

自立に向けて

自立に向けて

自立支援

福祉事務所

- 生活保護
- 母子家庭等自立支援

公営住宅担当

- 公営住宅への優先入居

ハローワーク

- 職業相談
- 職業紹介

法テラス

- 法律相談
- 法的支援

家庭裁判所

- 調停（離婚、子の養育費等）

DVが疑われる所見・症状

DV被害者に多く見られる身体的所見や症状は次のとおりです。大きく、急性期の外傷によるものと暴力を受け続けたことによる心身の不調、性と生殖に関する問題に分けることができます。

特に、絞首や刃物などによる外傷、妊婦の腹部外傷などは、緊急度が高いと判断できます。また、慢性的な心身の不調の背景には、DVがある可能性があります。

急性期の外傷によるもの（緊急度が高い可能性あり）

創傷(刺傷、咬傷)、皮下出血、骨折、熱傷、鼓膜損傷、歯牙破折、歯の脱臼・動揺、口唇裂傷、眼部の内出血

特に危険度が高いもの ⚠

- 首を絞められている
- 凶器(刃物や椅子等)が使用されている
- 妊婦の腹部外傷

DV被害者に見受けられる外傷の特徴

- 顔面、胸部、性器の外傷がある(体をかばったための外傷が背部、大腿や上腕の内側にあることもある)
- 異なる色の痣が認められたり、新しい傷と古い傷が混在していたりする
- 妊婦に外傷がある

後遺症としてあらわれる症状

- 頭部・顔面の傷……頭痛、視力の低下、難聴
- 手足の傷……焼け付くような痛み、皮膚・爪・骨の萎縮
- 頸部・腹部圧迫……息苦しさ、腹痛
- 手足の捻挫……足首や肩などの関節痛、神経損傷によるしびれ、腰痛

暴力を受け続けることによる心身の不調

内科的症状：胃・十二指腸潰瘍、過敏性腸症候群、高血圧、動悸、頭痛、めまい、慢性疼痛、摂食障害
精神症状：抑うつ状態、急性ストレス障害、PTSD、物質関連障害(アルコール・薬物依存)、睡眠障害、不安障害、過換気症候群、パニック障害

性と生殖に関する問題

望まない妊娠、切迫早産、流産、反復中絶、性交痛・性交障害、性感染症、尿路感染症

DVが疑われる社会的状況

上記のような身体的所見や症状のほか、次のような社会的状況が見受けられる場合は、DV被害を疑う必要があります。

DVがある場合に見受けられる診察室での様子

- 受傷時の状況を説明することを躊躇する。
- 受傷の原因と診察の所見が明らかに矛盾している。
- 配偶者やパートナーが、患者に付き添い、診察室から出たがらない。
- 配偶者やパートナーが、患者の代わりに返答する。
- 患者と付き添い者の訴えが異なる。

長期のDVや心身に不調がある可能性があるもの

- 受診の予約日に来院しないことが度々ある。
- 配偶者やパートナーから予約キャンセルの電話が入る。
- 患者の子どもに情緒的、行動的問題がある。

診察のポイントと留意点

診察にあたり、次の点に留意します。

患者を1人にして安心と安全を確保

加害者である配偶者やパートナーが付き添っていても、本心を話せません。付き添い者が配偶者やパートナーの場合だけでなく、同性の親族であっても席を外してもらいます。



付き添い者への対応例

「患者さんを個別に診るのが当院の方針です。診察が終わりましたらお呼びしますので、待合室でお待ちください。」

安全確保が最優先

まず、被害者が安全かどうかを確認します。重篤な身体的暴力を受けている場合、加害者から「殺す」と脅しを受けている場合など、生命の危険が差し迫っている状況だと思われるときは、迷わず最寄りの警察に連絡します。

被害者の意思を尊重

被害者支援の最終目的は、被害者が問題解決に向けた行動を自分自身で決定できるようにすることです。被害者の話をじっくりと聞き、その要望に応じて、利用できる制度や機関の情報提供などを行います。

個人のプライバシーの保護

被害者の安全のためにも、プライバシーの保護には細心の注意を払う必要があります。



加害者から問い合わせがあった場合の対応例

「申し訳ございませんが、そのようなご質問には、一切お答えできないことになっておりますので、ご了承ください。」

問いかけ例（1）

診察の際は、患者の意思を尊重し、無理強いせず、傾聴の姿勢で問いかけます。

なお、DVの問題自体を解決しようとしたり、配偶者やパートナーと別れるよう説得する必要はありません。

1 問診の開始にあたって

秘密が守られていること、本人の同意なしにカルテを開示しないことを伝えます。

- 「ここでお話しされたことを外に漏らすことはありませんから、安心してお答えください。」
- 「カルテは、本人の同意なしには、配偶者であっても開示することはありませんので、ご安心ください。」

誰にでもDVに関する質問をしていることを伝えます。

「毎日の暮らしの中で暴力を受ける人は少なくないので、この病院では、全ての患者さんに家庭での暴力について尋ねるようにしています。」

問いかけ例（2）

2 DVの事実確認

DVが疑われる場合には、まずは直接的な形で質問し、否定されたときは間接的な質問を加えます。

- 「このような症状は、暴力をふるわれた時にできやすいのですが、あなたは誰かに暴力をふるわれたことはありませんか。」
- 「患者さんがこういった症状を訴えられる場合、誰かに脅されていたり、暴力をふるわれていることが多いのですが、そのようなことはありませんか。」
- 「パートナーを恐いと思ったことがありますか。」
- 「家にいる時に、心が安らぎますか。」

3 本人がDVであることを認めた場合

共感を示し、被害者の羞恥心や自責感を取り除きます。

- 「よく打ち明けてくれましたね。」
- 「暴力を受けているのは、あなたのせいではありません。」
- 「あなたをこのような目に遭わせる権利は誰にもありません。」

もう少し詳しい質問をし、状況や危険度を把握します。

【最近の暴力】「どのようなことが起きたのですか。このケガはどうやってできましたか。」

【過去の暴力】「過去にも暴力を受けたことがありますか。」

【パートナー】「パートナーは、あなたや周囲の人たちに暴力をふるうと脅していますか。」

4 本人がDVであることを否定する場合

無理強いはず、安全への懸念を伝え、次の受診につなげます。

- 「それならいいのですけれど、あなたの安全と健康が心配です。」
- 「安心して生活できるということは、健康のためにもとても重要です。」



二次被害を生まないために～言ってはいけないこと～

被害者を責めたり、価値観を押し付けるような言葉で、二次被害を生まないように注意が必要です。

- 他の人と比較する 「それくらいのことは、よくあることです。」
- 被害者を責める 「あなたにも悪いところがあったのではないですか。」
- 価値観を押し付ける 「なぜ逃げないのですか。」
「早く相手と別れるべきです。」

記録作成のポイント

医療機関で治療した記録は、被害者が暴力をふるわれていたことの証拠となり、DV防止法上の保護命令の申立てや損害賠償請求、離婚調停・裁判の際に重要な証拠となります。

医師の診療録のほか、看護記録、検査記録、臨床検査データ、エックス線写真等画像の記録、紹介状なども、証拠として重要な意味を持ちます。

記録の内容

- 主訴（患者の言葉で）
 - ・いつ、誰が、どこで、どうなったか（明確に）
 - ・外傷の原因が配偶者やパートナーによるとの本人の訴えを記載
- 暴力の内容（患者の言葉で）
- 既往歴、現病歴
- 医学的所見
 - ・傷の内容、数、サイズ、位置
 - ・検査所見
 - ・写真や画像（あれば）
 - ・警察機関と連携したときは、関係機関及び担当者の氏名、とられた処置
- 受傷時期の推定や患者による説明と医学的所見が矛盾しないかどうかなど、可能であれば説明の妥当性に関する意見を記載

◆患者の言葉は「 」でくくり、そのまま引用する。
（例：患者は「夫が私の顔を殴ったのです。」と述べた。）
◆DVによるものとは断言できないため、医学的所見と分けて、本人の説明を記述する。

写真の撮り方等

顔を入れた全体の写真やそれぞれの外傷の写真などがあると、暴力を受けたことを証明するための重要な資料となります。**誰の、いつの外傷**なのかははっきりと分かるようにしておくことが重要です。

写真の撮り方

- 患者に、写真撮影の同意を得る。
- 顔と傷が両方入った全体の写真を撮る。
（痣などがわかりにくい場合は、指差しなどして撮影）
※写真の撮影が難しい場合は、本人に撮影を勧める。
- 傷のクローズアップ写真を撮る。
- 日付をわかるようにする。



スケッチなども使って記録

痛みやしびれなど、写真で示すことが難しい症状や兆候は、スケッチなどを使って記録します。

関連法令等・参考文献

関連法令等

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抄)

(平成13年4月13日法律第31号、最終改正：平成26年4月23日法律第28号)

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(抄)

(平成25年12月26日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号、平成26年10月1日一部改正)

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通 報

イ 医師その他の医療関係者等からの通報

(ア) 通報の意義とその必要性

医師その他の医療関係者(医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等をいう。以下同じ。)は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者には、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される。

そのため、法第6条第2項においても、医療関係者が業務を行うに当たって配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には通報することができることとされ、通報先は、一般からの通報と同様に支援センター又は警察官とされている。また、同条第3項により当該通報は守秘義務違反に当たらないとされている。

医療関係者にあつては、この趣旨を踏まえ、配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(イ) 被害者の意思との関係

配偶者からの暴力の被害者に対する支援は、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要である。具体的には、被害者の意思に反し通報が行われると、被害者の受診が妨げられたり、被害者の安全が脅かされるおそれもある。そのため、医療関係者は、原則として被害者の明示的な同意が確認できた場合のみ通報を行うことが望ましい。ただし、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要である。

(ウ) 被害者に対する情報提供

法第6条第4項に規定されているように、医療関係者は、被害者が自らの意思に基づき支援センター、婦人相談員、相談機関等を適切に利用できるよう、これらの関係機関に関する積極的な情報提供を行うことが必要である。このため、医療機関においては、医療ソーシャルワーカー等被害者に対する情報提供の窓口を決めておくなど、被害者が受診した場合の医療機関としての対応をあらかじめ検討しておくことが望ましい。また、医療機関による情報提供に資するよう、地方公共団体において、被害者向けのカード・パンフレット等を医療機関に提供することが望ましい。

参考文献等

- 内閣府男女共同参画局(2014)『STOP THE 暴力配偶者からの暴力でなやんでいる方へ(平成26年度改定版)』
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/book/pdf/stoptheboryoku.pdf
- 財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)(2004)『支援者のためのマニュアルDVと保健・医療』
<http://www.awf.or.jp/pdf/0164.pdf>、<http://www.awf.or.jp/pdf/0164-2.pdf>
- 宮地尚子(2008)『医療現場におけるDV被害者への対応ハンドブック—医師および医療関係者のために』明石書店
- 広島県健康福祉局総務管理部こども家庭課(2010)『DV被害者対応マニュアル医療関係者向け』
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/13514.pdf>
- 種部恭子(2015)『ドメスティック・バイオレンスとその対応』日本産婦人科学会女性のヘルスケアアドバイザー養成プログラム
- World Health Organization(2014)Health care for women subjected to intimate partner violence or sexual violence A clinical handbook
http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/136101/1/WHO_RHR_14.26_eng.pdf?ua=1

医療関係者向けDV被害者対応マニュアル(平成29年3月発行)

発行者 富山県生活環境文化部男女参画・県民協働課 TEL 076-444-3137 FAX 076-444-3479
協力(監修) 公益社団法人富山県医師会、公益社団法人富山県看護協会、一般社団法人富山県歯科医師会

通 報 先

- 通報するにあたり、本人の意思を確認します。(通報は、義務ではありません。)
※生命の危機が急迫している場合は、本人の同意がなくても積極的に通報を行ってください。
- 通報は、刑法等の守秘義務違反にあたりません。

■ 配偶者暴力相談支援センター

名 称	電話番号	備 考
富山県女性相談センター	076-465-6722	来所：月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み) 電話：毎日 8:30～22:00 ※来所の前にお電話ください
高岡市男女平等推進センター相談室	0766-20-1811	月・火・水・金・土曜日 9:30～16:30 木曜日 14:00～20:00 ※面接相談は予約必要 (第4月曜日、祝日及び年末年始は休み)

■ 警察 (緊急時には 110 番通報)

名 称	代表電話	名 称	代表電話	名 称	代表電話	名 称	代表電話
入善警察署	0765-72-0110	上市警察署	076-472-0110	富山西警察署	076-466-0110	砺波警察署	0763-32-0110
黒部警察署	0765-54-0110	富山北警察署	076-438-0110	射水警察署	0766-83-0110	南砺警察署	0763-52-0110
魚津警察署	0765-24-0110	富山中央警察署	076-444-0110	高岡警察署	0766-23-0110	小矢部警察署	0766-67-0110
滑川警察署	076-475-0110	富山南警察署	076-467-0110	氷見警察署	0766-91-0110		

通報後は、関係機関で被害者の必要に応じた支援をします。

■ 一時保護

安全確保のための一時的な避難です。ただし、生活上のルールがあります。

■ 保護命令

- ・ 被害者への接近禁止命令 (6 か月)
- ・ 被害者の子又は親族等への接近禁止命令 (6 か月)
- ・ 電話等禁止命令 (6 か月) ・ 退去命令 (2 か月)

DV相談窓口

- 医療機関において、被害者に情報提供を行う担当者をあらかじめ検討しておくことが望ましいです。
- 被害者に情報提供する際、加害者に知られないよう、電話番号の登録名を変えるなどの工夫を促します。



情報提供の伝え方例

「この情報窓口に電話をしてみたいかですか。」「あなたの安全を守るための相談にも乗ってくれます。」「費用はかかりませんし、秘密は厳守されますから、安心して相談できますよ。」

■ DVを専門的に扱う相談窓口

名 称	電話番号	備 考
富山県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	076-465-6722	来所：月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み) 電話：毎日 8:30～22:00 ※来所の前にお電話ください
高岡市男女平等推進センター相談室 (配偶者暴力相談支援センター)	0766-20-1811	月・火・水・金・土曜日 9:30～16:30 木曜日 14:00～20:00 ※面接相談は予約必要 (第4月曜日、祝日及び年末年始は休み)
女綱(なづな)ホットライン [グループ女綱]	076-491-1081	月曜日 10:00～15:00、木曜日 18:00～21:00 (年末年始は休み) メール相談：naduna2000@gmail.com

■ 女性のための相談窓口

名 称	電話番号	備 考
サンフォルテ相談室 (県民共生センター) 住所：富山市湊入船町 6-7	076-432-6611	火～土曜日 9:00～16:00 (祝日及び年末年始は休み)
女性被害 110 番 (警察)	0120-72-8730	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
ウイメンズカウンセリング富山 ※面接は有料になります	080-3045-2176	面接は随時 (予約受付は、月～金曜日 10:30～17:00) ※予約必要 (祝日及び年末年始は休み)

■ 最寄りの市町村DV相談窓口

名 称	住 所	電話番号	備 考
富山市男女共同参画推進センター	富山市新富町 1-3 CiCビル 3階	076-433-2210	月～金曜日 10:00～18:15 ※面接相談は予約必要 (祝日及び年末年始、CiCビル休館日は休み)
高岡市男女平等推進センター相談室 (配偶者暴力相談支援センター)	高岡市末広町 1-7 ウイング・ウイング高岡 6階	0766-20-1811	月・火・水・金・土曜日 9:30～16:30 木曜日 14:00～20:00 ※面接相談は予約必要 (第4月曜日、祝日及び年末年始は休み)
射水市地域振興・文化課	射水市戸破 1511	0766-51-6622	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
魚津市市民相談窓口	魚津市釈迦堂 1-10-1	0765-23-1003	月～金曜日 8:30～17:30 (祝日及び年末年始は休み)
氷見市市民課相談室	氷見市鞆川 1060	0766-74-8019	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
滑川市教育委員会生涯学習課	滑川市寺家町 104	076-475-2111(代)	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
黒部市教育委員会生涯学習課	黒部市三日市 1301	0765-54-2764	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
砺波市DV相談ダイヤル	—	0763-33-1126	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
小矢部市家庭児童相談室	小矢部市鷺島 15	0766-67-3450	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始は休み)
南砺市福祉課	南砺市北川 166-1 地域包括ケアセンター内 1階	0763-23-2009	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始は休み)
舟橋村総務課	舟橋村仏生寺 55	076-464-1121(代)	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
上市町教育委員会事務局	上市町法音寺 1	076-472-1111(代)	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
立山町健康福祉課	立山町前沢 2440	076-462-9954	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
入善町健康福祉課	入善町入膳 3255	0765-72-1100(代)	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
朝日町教育委員会事務局	朝日町道下 1133	0765-83-1100(代)	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)